


<平成23年度ミュージアム・エディケーター研修>  **文化庁**
AGENCY FOR CULTURAL AFFAIRS

博物館法制度の現状

— 博物館の社会的役割 —

平成23年9月26日

文化庁 文化財部 美術学芸課長
栗原 祐司

1



最近、各地で様々な設置主体による多様な博物館が増加したが、その内容や経営状態は？

2

近年の我が国の博物館の傾向

- **日本人建築家による新しい美術館の開館**
金沢21世紀美術館、十和田市現代美術館、地中美術館、青森県立美術館、横須賀美術館、国立新美術館 等
- **市民参加や、一般市民の美術の理解を求める教育プログラム提供の要請**
学校教育で教えられない美術の授業を補完・補填する生涯学習の場としての美術教育、鑑賞教育の必要性
- **博物館の観光施設化、施設の巨大化**
カルチュラル・ツーリズム(文化観光)の進展に伴う来館者の大衆化

3

アートと地域社会の連携

まちを舞台にしたアートシーンの登場

- 家プロジェクト(香川県直島町 1998～)
- 越後妻有アートトリエンナーレ 大地の芸術祭 (新潟県十日町市、津南町 2000～)
- 横浜トリエンナーレ(横浜市 2001～)
- カフェ in 水戸(茨城県水戸市 2002)
- 「創造界隈の形成」(クリエイティブシティ・ヨコハマ) (横浜市 2004～)
- 広島アートプロジェクト(広島市 2007)
- 別府現代芸術フェスティバル2009「混浴温泉世界」 (大分県別府市 2009)
- あいちトリエンナーレ(愛知県 2010)
- 瀬戸内国際芸術祭(香川県 2010)

4

世界の美術展来場者数

(The Art Newspaper, 2010.4)

— 日本開催が上位独占 —

1. 国宝 阿修羅展 (東京国立博物館) 15,960人/日
2. 正倉院展 (奈良国立博物館) 14,965人/日
3. 皇室の名宝 — 日本美の華 (東京国立博物館) 9,473人/日
4. ルーブル美術館展 17世紀ヨーロッパ絵画 (国立西洋美術館) 9,267人/日
10. ザ・ハプスブルク (国立新美術館) 5,609人/日



大型美術館の建築が続く世界の博物館戦略は？

6

世界的な博物館戦略の展開

- グッゲンハイム美術館ビルバオ(ビルバオ 1998年)
- キアズマ現代美術館(ヘルシンキ 1998年)
- テート・モダン(ロンドン 2000年)
- ストックホルム近代美術館(ストックホルム 2004年)
- MoMA(改築:ニューヨーク 2005年)
- ニュー・ミュージアム(ニューヨーク 2007年)
- 中央美術学院附属美術館(北京 2008年)
- 中国国家博物館(改築:北京 2011年)
- ベルリン博物館島の整備(～2015年)
- グッゲンハイム・アブダビ、ルーブル・アブダビ(～2012年)

7

美術館の役割

- 単に名品を展示するだけの美術館は、今や魅力がない存在になっている。

⇒ 時代によって変容する価値観を敏感に察知し、社会のニーズに的確にこたえる事業を展開するなど、人々の精神を豊かなものにする場へ

都市計画やまちづくりと一体となって、戦略快適な鑑賞環境を提供し、来館者の知的好奇心を満足させるしかけが必要。

我が国の博物館の抱える課題

- 地域の教育力の低下。
- 社会教育施設に対する国からの直接支援の廃止。(国庫補助金の廃止)
- 各地方公共団体や社会教育施設における予算・人員の削減。
- 経費削減目的の行政評価、指定管理者制度の導入。
- 公益法人改革の実施。
- 登録以外の博物館が増加し、博物館のあるべき姿が不明確。(登録博物館制度の形骸化)
- 進まない“学社融合”“博学連携”

9

美術館・博物館をめぐる制度改革の動き

共通

- ・ 博物館法改正、施行規則改正(平成20・21年)

国立の美術館・博物館

- ・ 独立行政法人化(平成13年度～)
- ・ 国立文化財機構の設立(平成19年度)
- ・ 市場化テスト導入の議論

公立の美術館・博物館

- ・ 指定管理者制度(平成15年度～)

私立の美術館・博物館

- ・ 公益法人制度改革(平成20年度～)

10

博物館法制度

11

日本国憲法

(1946)

教育基本法

(1947, 2006改正)

社会教育法

(1949)

図書館法

(1950)

博物館法

(1951)

12

博物館法

- 1951(昭和26)年制定
- 博物館法制定の理由
 - ・保護助成に値する博物館の選別
 - ・博物館専門人材の養成・確保

※制定当時の博物館総数は200館程度。今日のような多様化は見られない

13

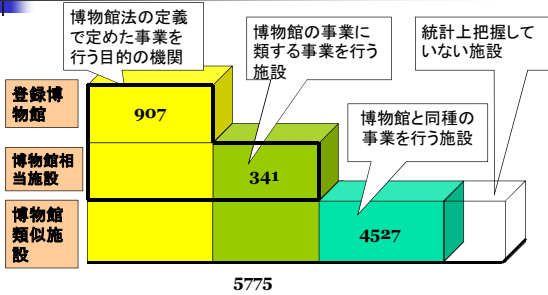
博物館登録制度

- 学芸員の配置など、博物館の在るべき姿を示し、その充足を促す制度であった。(補助金、税制)
- 社会教育施設としては特殊な制度(公民館、図書館にはない)
- 公立博物館にとっては形骸化進む。
- 脆弱な審査体制

14

博物館法と博物館の関係

博物館法は、博物館を目的、設置主体、登録の有無の3つで位置づける。



15

博物館の制度的分類

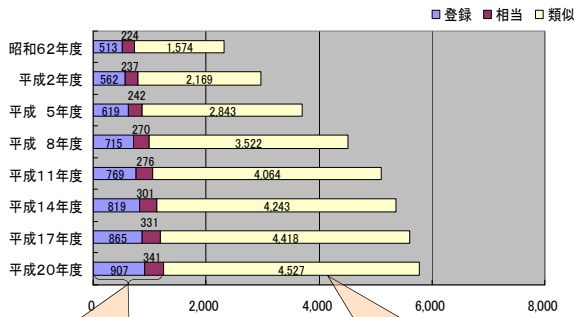
	博物館法上の根拠	登録要件(設置主体)	登録要件(その他)	登録・指定主体	館数
登録博物館	法12条	教育委員会 一般・社団公益法人 宗教法人 など	館長・学芸員の必置 年間150日以上の開館 など	都道府県 教委	907
博物館相当施設	法29条	制限なし	学芸員相当職員の必置 年間100日以上の開館 など	都道府県 教委 ※1	341
博物館類似施設	なし	制限なし	制限なし ※2	-	4,527

※1 博物館の設置主体が国・独立行政法人・国立大学法人の場合は国。
 ※2 社会教育調査上は博物館相当施設と同程度の規模を持つ施設を対象

16

(平成20年度文部科学省社会教育調査)

博物館数の推移



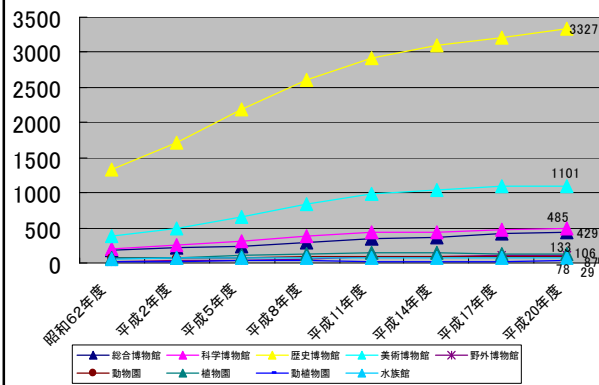
博物館法上位置づけられた施設の割合は、21.6%

博物館数は昭和62年度に比較して約2.5倍に増加。

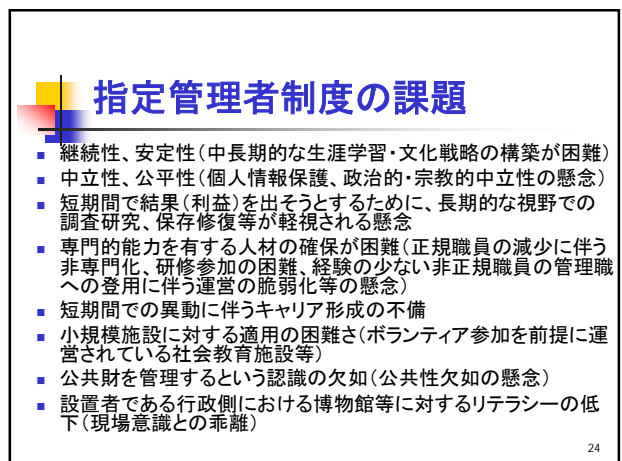
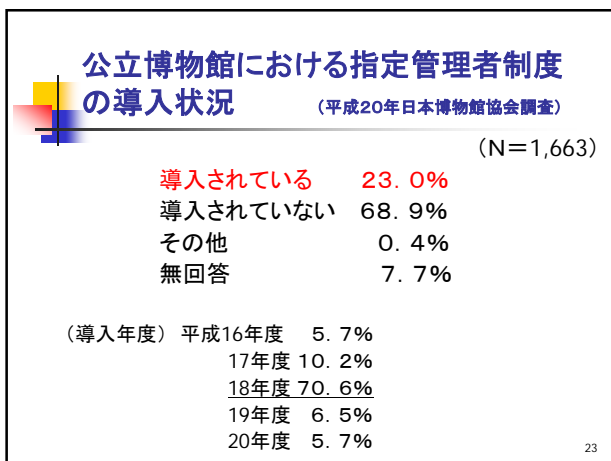
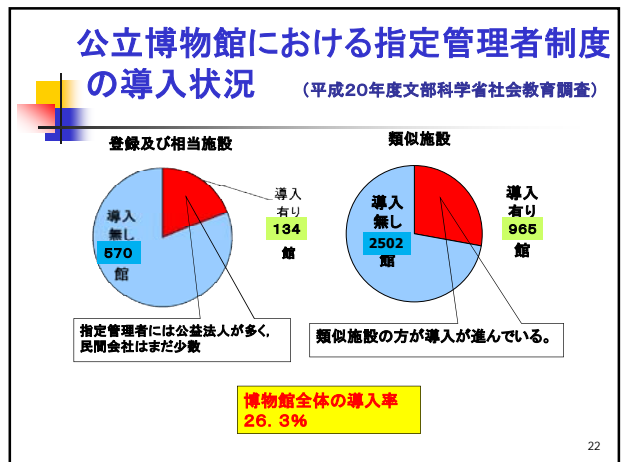
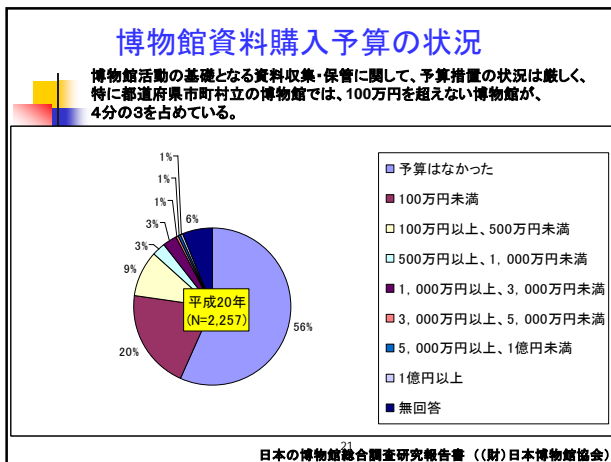
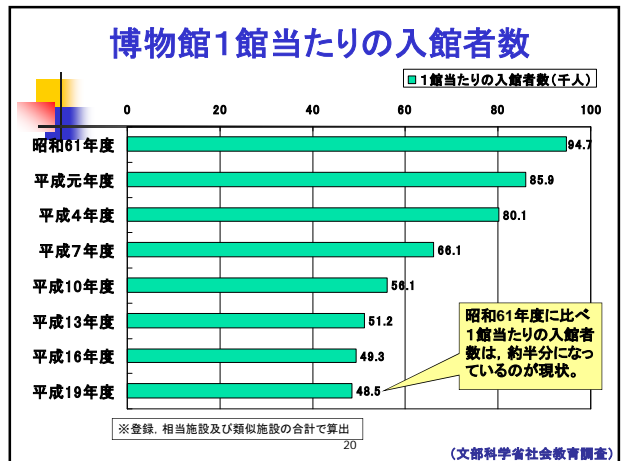
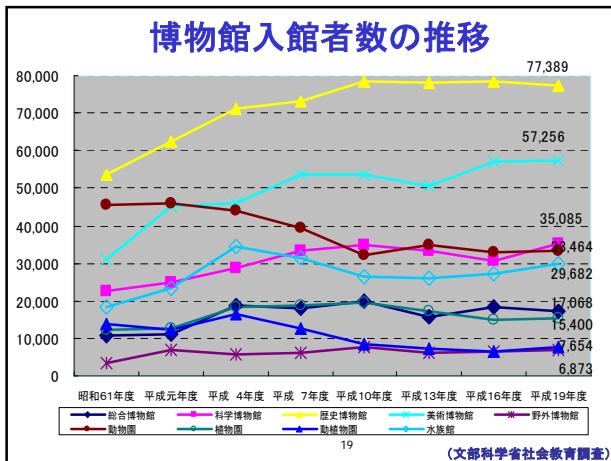
17

(文部科学省社会教育調査)

種類別博物館数の推移



(文部科学省社会教育調査)



指定管理者制度～導入で入館者数は増えたか？

- 指定管理者制度を導入した28館及び直営美術館65館について、10年前、5年前の入館者数と2008年度の入館者数をそれぞれ比較した。
- 10年前との比較では直営美術館の方が増えた割合が高く、5年前との比較でも両者の間に顕著な差は見られなかった。
- 制度を導入して2～3年という美術館が多いという事情があるにせよ、指定管理者制度の導入は必ずしも入館者増(すなわち収入増)につながっているわけではないという結果になった。

(2009年4月 美術館連絡協議会調査) 25

指定管理者に関する附帯決議

- 社会教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (平成20年5月23日 衆・文部科学委員会) [参・文教科学委員会(6月3日)の附帯決議もほぼ同文。]

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 国民の生涯にわたる学習活動を支援し、学習需要の増加に
 応えていくため、公民館、図書館及び博物館等の社会教育施設における人材確保及びその在り方について、**指定管理者制度の導入による弊害**についても十分配慮し、検討すること。
 また、その際、各地方公共団体での取組における地域間格差を解消し、円滑な運営を行うことができるよう様々な支援に努めること。

26

公立博物館の所管の多様化

- 福井県内の県の博物館等施設 (2009年6月現在)

1971	福井県陶芸館(越前町)	産業労働部 地域産業・技術振興課
1977	福井県立美術館(福井市)	教育庁 文化課
1981	福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館(福井市)	教育庁 文化課
1982	福井県立若狭歴史民俗資料館(小浜市)	教育庁 文化課
1984	福井県立博物館(福井市)	教育庁 文化課
1990	福井県自然保護センター(大野市)	安全環境部 自然環境課
1999	福井県海浜自然センター(若狭町)	安全環境部 自然環境課
	福井県児童科学館(坂井市)	健康福祉部 子ども家庭課
2000	福井県立恐竜博物館(勝山市)	観光営業部 ブランド営業課
2003	福井県立歴史博物館(旧博物館)(福井市)	教育庁 文化課
2008	福井県子ども家族館(おおい町)	健康福祉部 子ども家庭課
2009	福井県陶芸館(越前町)リニューアル	産業労働部 地域産業・技術振興課
	福井県子ども歴史文化館(福井市)	教育庁 生涯学習課

* 福井県立恐竜博物館は2009年4月に教育庁文化課から観光営業部ブランド営業課に移管
 * 福井県子ども歴史文化館は11月下旬開館予定

27

公立博物館の設置者

- 直営
 - ・教育委員会所管(社会教育施設)
 - ・知事部局所管(文化施設、観光施設、普及展示施設)
 - ・公営企業(観光事業施設) 浅間火山博物館、浅虫水族館
- 指定管理者
 - ✓ 地方独立行政法人(大阪市が特区申請したが却下)
- 公立大学法人附属施設 大阪市立大学理学部附属植物園、愛知県立芸術大学芸術資料館、法隆寺金堂壁画複製展示館

28

公益法人改革

- 平成20年12月 公益法人改革関連3法施行
 →5年間の移行期間の間に、公益認定を受け、公益財団法人・社団法人へ移行するか、一般財団法人・社団法人へ移行するかを選択
- ・ 公益認定基準「不特定かつ多数の利益の増進に寄与する事業」として「博物館等の展示」が例示されている。
- ・ 法人会計とする資産の確定作業が重要であり、会計専門家のアドバイスが不可欠。

29

これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議における検討

- 「新しい時代の博物館制度の在り方について」(報告書)(平成19年6月)
- 「学芸員養成の充実方策について」(第二次報告書)(平成21年2月)

30

博物館の望ましい姿

- 法の求める博物館の基本的要件
 - 資料を収集し、保管(育成)する
 - 資料及び展示を調査し研究する
 - 資料を展示することにより教育や楽しみを提供し学習を助ける
- 博物館の望ましい姿(日本博物館協会)
 - 社会的な使命を明確に示し、人々に開かれた運営を行う博物館(マネージメント)
 - 社会から託された資料を探求し、次世代に伝える博物館(コレクション)
 - 知的な刺激や楽しみ人々と分かちあい、新しい価値を創造する博物館(コミュニケーション)

31

博物館法の改正経緯

- 昭和26年12月博物館法公布、翌27年2月施行以降、19回改正。
- 大きな改正は、昭和30年7月の法改正のみ。
- 教育基本法の改正を受けた平成20年6月の法改正は、抜本的改正に至らなかったものの、新たな条文を設ける博物館法自らの改正としては、53年ぶりの改正。

32

登録制度改正上の課題

- ・ 規制緩和
- ・ 地方分権 の要請(政府全体の方針)
- ・ 経費削減
- ・ 首長部局所管公立博物館 ・ 教育委員会制度との関係。
- ・ 国立・独法立博物館 ・ 各省設置法等との関係と入館無料規定の整理。
- ・ 国立大学附属博物館 ・ 国立大学法人法第37条(博物館法上、国立大学法人等を独立行政法人とみなし準用。)
- ・ 私立大学附属博物館 ・ 国立大学法人附属との整合性
- ・ 株式会社・個人立博物館 ・ 公益性との関係(一般法人として登録可能性)

33

法制度上の課題

- 博物館は、教育基本法体系、「社会教育施設」
- ただし、文部省設置法上、美術館は「文化施設」(文化芸術振興基本法、美術品公開促進法等)
- 文化財保護法上の公開承認施設は、登録博物館制度とリンクしていない。(動愛法、ワシントン条約に定める科学施設等)
- 韓国では、「博物館・美術館振興法」のほかに「科学館育成法」があり、所管官庁が異なる。

34

新しい博物館登録制度

設置主体の違いや規模に関わらず、できるだけ多くの館が参加できる開かれた制度の構築に向け、引き続き検討。

渡海文部科学大臣 (2008. 6. 3 参・文教科学委員会)

「新しい時代の博物館の制度として博物館の定義の見直しとか、また登録制度の在り方とか学芸員の養成制度の見直し、今回盛り込んでおる部分もあるわけですが、今回の博物館法の改正を契機として、様々な意見も踏まえながら引き続き検討してまいりたいと考えておるところでございます。」

「中長期的な課題につきましても、私どもとしてはできるだけそんなに時間を掛けなくて結論が出るように検討してまいりたい。」

35

社会教育法等の一部を改正する法律案 に対する附帯決議(抄)

(平成20年6月3日 参・文教科学委員会)

五、博物館については、多様な博物館がそれぞれの特徴を發揮しつつ、利用者の視点に立ったより一層のサービスの向上が図られるよう、関係者の理解と協力を得ながら登録制度の見直しに向けた検討を進めるとともに、広域かつ多岐にわたる連携協力を図り、国際的に遜色のない博物館活動を展開できるような環境の醸成に努めること。

36

地方分権改革推進委員会第3次勧告

(平成21年10月7日)

【見直し対象】

● 博物館登録の要件（登録要件の審査）

第12条

- 一 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。
- 二 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。
- 三 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。
- 四 一年を通じて150日以上開館すること。

⇒ 廃止又は条例委任

● 博物館協議会の委員の資格

第21条 博物館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

⇒ 廃止又は条例委任

37

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」 (平成23年法律第105号)(第2次一括法)

- 8月26日成立、平成24年4月1日施行

(博物館法の一部改正)

第二十一条中「、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から」を削る。

第二十二条中「委員の」の下に「任命の基準、」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする

38

展覧会における美術品損害の補償に関する法律 (平成23年法律第17号)

- 平成22年11月24日 衆議院可決〔継続審査〕
- 平成23年 3月25日 参議院可決〔一部修正〕
- 同 3月29日 衆議院可決・成立

- 平成23年4月4日 法律公布
- 同 6月1日 法律施行

- 同 政令施行
- 同 省令施行

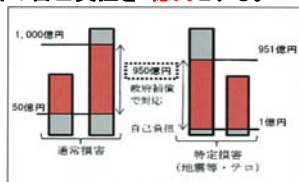
39

法律の概要

- 美術品の損害につき、政府が補償契約を締結できることを定める。
- 対象となる展覧会は、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資するものとして文部科学省令で定める規模、内容その他の要件に該当するものであることとする。
- 対象となる展覧会の主催者は、当該展覧会を適確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であることとする。
- 損害総額の一定部分は主催者が負担、それを超える部分を国が補償する(ただし、補償上限額を定める)。
- 毎年度の補償契約の締結の限度額を予算で定める。
- 文化審議会の意見を聴いて、対象となる展覧会を決定する。

施行令の概要

- 補償上限額(政府が支払う補償金の一契約当たりの上限額)は、950億円とする。
- 特定損害を、地震若しくは噴火又はテロリズムの行為によって生じた損害と定める。
- 通常損害に係る主催者の自己負担を50億円、特定損害に係る主催者の自己負担を1億円とする。



- 委託することができる業務は、「補償金の支払の請求の受付」、「補償対象損害の額に関する調査」等とする。

41

省令の概要

○ 展覧会の要件

独立行政法人国立美術館及び国立文化財機構が設置する博物館並びに登録博物館又は博物館相当施設で次の①～⑥の要件をすべて満たす展覧会。

- ① 不特定かつ多数の者に美術品を鑑賞する機会を提供するものであること。
- ② 開催を予定する期間が20日を超えるものであること。
- ③ 対象美術品の約定評価額総額が50億円を超えるものとなるものであること。
- ④ 展示を予定する美術品のうち主要なものが海外から借り受けるものであること。
- ⑤ 利益の分配、物品の販売その他営利を主たる目的とするものでないこと。
- ⑥ 利益が生じたときは、当該利益を文化の振興その他の公益を目的とする事業に充てること。

42

省令の概要

○ 主催者の要件

- ① 当該展覧会を安全かつ適切に実施するために必要な資金を確保する見込みがあること。
- ② 当該展覧会の開催に関する業務の執行及び会計の経理を適正に行うための体制が整備されていること。
- ③ 当該展覧会に相当する規模及び内容の展覧会を主催した実績を有すること。

学芸部門や事務部門の組織体制が充実しているとともに、貸し館やスポンサーとしてではなく、実際に展覧会をマネジメントした具体的な実績などが重要。

43

省令の概要


○ 開催施設の要件

- ① 開催施設の建物が、その設置されている場所の状況に応じた必要な耐火性能及び耐震性能を有する構造のものであること。
- ② 当該展覧会のために借り受けた美術品の性質に応じた適正な温度、湿度及び照度を保つことができる設備並びに防火及び防犯のために常時作動する設備が設けられていること。
- ③ 複合施設の場合は、独立した専用の施設として区画されていること。

重要文化財の公開承認施設として指定されている施設や、これまでに複数の大規模海外展の実績を有する施設などは、概ねこの施設要件をクリアできるレベルにあると考えられる。

44

**文化審議会美術品補償制度部会
における審議**



補償契約の締結

(第1回)「プラド美術館所蔵 ゴヤ 光と影」
(国立西洋美術館)
「生誕100年 ジャクソン・ポロック展」
(愛知県美術館、東京国立近代美術館)

海外の美術品等の我が国における公開の促進
に関する法律（平成23年法律第15号）

- 平成23年 3月10日 衆議院可決
- 同 3月25日 参議院可決
- 平成23年4月4日 法律公布
- 平成23年9月15日 法律施行

46

法律の概要

○ 我が国において公開される海外の美術品等のうち、国際文化交流の振興の観点から我が国における公開の円滑化を図る必要性が高いと認められることその他の政令で定める要件に該当するものとして文部科学大臣が外務大臣と協議の上で指定したものに対しては、強制執行等を行うことができないこととする。

○ 国は、海外の美術品等の我が国における公開を促進するため、国の美術館等の施設の整備及び充実並びに当該施設における鑑賞の機会の充実のために必要な施策を講ずる。

○ 国は、海外の美術品等に関する専門的知識を有する学芸員等の養成及びその資質の向上、民間団体が海外の美術品等の公開に関して行う活動に対する情報提供等の支援その他の必要な施策を講ずる。

○ 国は、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努める

学芸員養成制度

48

学芸員

(博物館法第4条)

4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

49

国家資格

- 業務独占資格
資格を持たないと就業できない資格
(例)医師、看護師、教員、弁護士、公認会計士
- 必置資格
特定の業務を行う事業者には設置が義務づけられている資格 (例)薬剤師、通関士、食品衛生管理者
- 名称独占資格
資格がないと名乗ることができない資格
(例)保育士、中小企業診断士、調理士

50

任用資格

- 特定の職業ないし職位に任用されるための資格。
- 特定の資格を取得すれば職業・職位として公称できるというものではなく、該当任用資格を取得後、当該職務に任用・任命されて初めて効力を発揮する資格。

(例) 学芸員、司書、社会教育主事、児童福祉司、家庭相談員、児童厚生員、社会福祉主事、老人福祉指導主事

51

Curator

Educator (Curator of Education)

Conservator Restorer
Registrar
Documentarist Archivist
Exhibition Designer
Grant Writer
Evaluator
Courier

52

学芸員資格

- 資格取得に必要な大学での必要単位数の比較

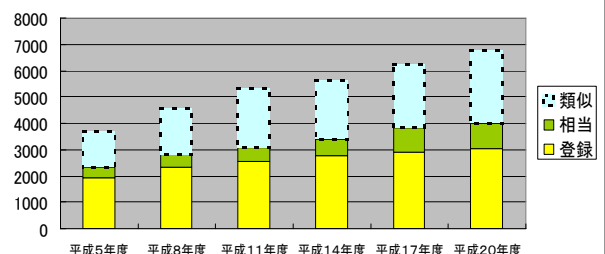
- ・社会教育主事 24(+実務経験1年)
- ・図書館司書 20
- ・学芸員 12

Ref: 高校教員免許 67

(内訳: 教職に関する科目23単位+教科に関する科目20単位+教科又は教職に関する科目16単位+その他8単位)

53

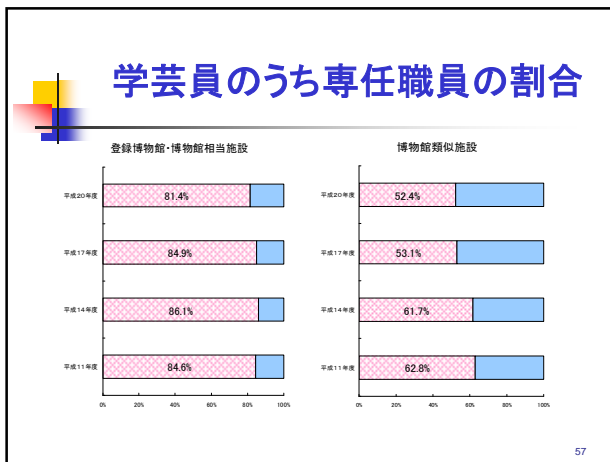
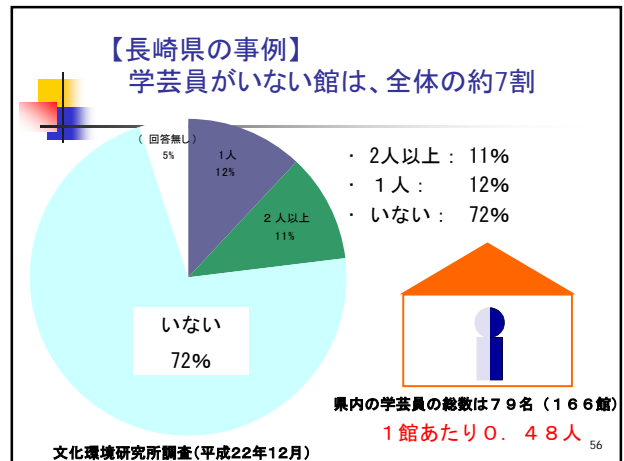
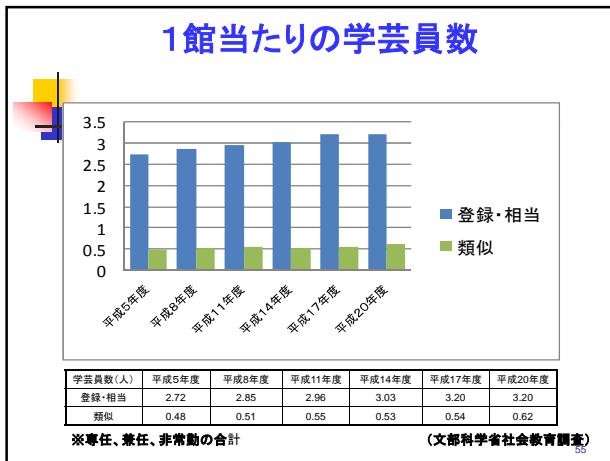
学芸員数の推移



学芸員数(人)	平成5年度	平成8年度	平成11年度	平成14年度	平成17年度	平成20年度
登録	1,929	2,328	2,544	2,766	2,898	3,012
相当	409	483	550	627	929	978
類似	1,373	1,778	2,234	2,243	2,397	2,796
合計	3,711	4,589	5,328	5,636	6,224	6,786

54

(文部科学省社会教育調査)



中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について(平成20年2月19日)」

○ 学芸員及び学芸員補については、大学等における養成課程等において、専門的な知識・能力に加え、より実践的な能力を身に付けるための教育を行うことが必要である。近年、国際的な博物館間の交流や相互賞借・協力等が進展している状況を踏まえ、学芸員が現代的課題に対応し、国際的にも遜色のない高い専門性と実践力を備えた質の高い人材として育成されるよう、大学等における養成課程等において履修すべき科目、単位についての具体的な見直しを含め、今後その在り方について検討が必要である。

教育振興基本計画 (平成20年7月1日閣議決定)

地域住民の参画を得ながら、地域の自然、歴史、文化等に関する質の高い博物館・美術館活動が行われるよう、子どもや地域住民が地域の美術品や文化財に触れる機会等の提供を支援するとともに、広域的な地域連携や館種を超えたネットワークの構築等を促す。また、学芸員の資質向上を図るため、その履修すべき科目の見直し等養成課程の改善を図る。

文化芸術の振興に関する基本的な方針 (平成23年2月8日閣議決定)

○ 我が国の美術館、博物館等が国際的に遜色のない活動を展開できるよう、企画展示技術の向上や文化財等の適切な保存管理の徹底を図るとともに、適切な事業評価に取り組む。また、地域の美術館、博物館等の館種や設置者の枠を超えた連携・協力を促進する。

○ 美術館、博物館等の質の高い活動を支える人材を確保するため、学芸員や教育普及等を担う専門職員の研修の充実を図る。また、美術館、博物館等の管理・運営や美術作品等の保存・修復、履歴の管理等を担う専門職員を養成するための研修の充実を図る。

基本的考え方

- 大学においては、学芸員資格取得を目指す学生が、博物館の社会的意義やその必要性等の理解を図り、**博物館について知識理解を深めるのみならず、専門的職員たる学芸員としてのスタートが切れるだけの基本的な素養を身に付ける。**
- 大学における学芸員養成教育を“博物館のよき理解者・支援者の養成の場”と位置づけるのではなく、**学芸員として必要な専門的な知識・技術を身に付けるための入口として位置づける。**
- 現場における即戦力につながる技能の養成は、大学学部レベルでは困難。したがって、**学部では、汎用性のある基礎的な知識(=Museum Basics)の習得を徹底する観点から、大学において修得すべき「博物館に関する科目」の内容を精選する。**

61

学芸員の位置付け

- 毎年約1万人が学芸員資格を取得するが、採用は数%。
- 採用時に学芸員資格を必須としているか。
 - ・必須 49%
 - ・必須ではないが考慮 24%
 - ・要件にしない 28%
- 日本博物館協会 2005年度「博物館白書」より—
- 学芸員職の専門性は十分に評価されているか。
 - 公立博物館の80%が、学芸系職員を「行政職」と位置付け

62

「博物館に関する科目」の改善

- 全国の大学、短期大学における開講単位数・授業時間数等の調査をもとに、現状を改善

8科目
12単位以上

➔

9科目
19単位以上
(講義科目は2単位に)

63

「博物館に関する科目」の改正について

<現行科目>			<改正科目>		
No	科目名	単位数	No	科目名	単位数
1	生涯学習概論	1単位	1	生涯学習概論	2単位
2	博物館概論	2単位	2	博物館概論	2単位
3	博物館経営論	1単位	3	博物館経営論	2単位
4	博物館資料論	2単位	4	博物館資料論	2単位
			5	博物館資料保存論	2単位
			6	博物館展示論	2単位
5	博物館情報論	1単位	7	博物館情報・メディア論	2単位
6	視覚教育メディア論	1単位	8	博物館教育論	2単位
7	教育学概論	1単位	9	博物館実習	3単位
8	博物館実習	3単位			

(8科目 12単位) (9科目 19単位)

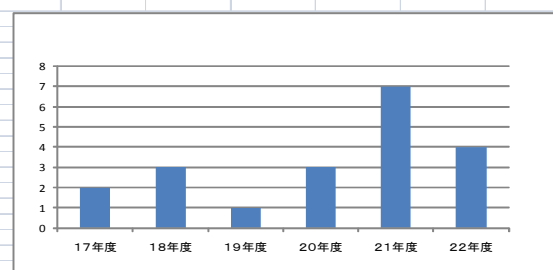
64

・「博物館資料保存論」(2単位:新科目)

博物館における資料(コレクション)の保存・展示環境及び収蔵環境を科学的に捉え、資料を良好な状態で保存していくための知識を習得することを通じて、**資料の保存に関する基礎的能力を養う内容とする。**

65

近年の国指定文化財の毀損事故等の推移



(備考)

表の数値は、生物被害の件数を含んでいる。
平成22年度の件数は、平成22年11月1日現在の数値を示している。

66

「カビ対策専門家会合」報告書
(平成19年3月29日)

学芸員や司書養成課程におけるカビ対策をはじめとする保存科学全般に関する履修の強化・徹底について検討するとともに、各大学におけるカビをはじめとする微生物に関する科目、講座等の充実と、それらと学芸員や司書養成課程あるいは文化財等の保存科学に関する科目、講座等との連携、融合を推進することが求められる。

67

●「博物館展示論」(2単位:新科目)

展示の歴史、展示メディア、展示による教育活動(コミュニケーション)、展示の諸形態等に関する理論及び方法に関する知識・技術を習得し、博物館の展示機能に関する基礎的内容を養う内容とする。

68

学芸員が担当する業務の比重割合

○担当している業務内容〔複数回答〕

- ① 展示活動 98.0%
- ② 教育普及活動 93.5%
- ③ 収集保存活動 90.1%
- ④ 調査研究活動 84.3%
- ⑤ マネージメント活動 83.4%

○各業務の比重割合〔年間の総業務量を100%とした場合〕

- ① 展示活動 30.5%
- ② 教育普及活動 19.9%
- ③ マネージメント活動 16.9%
- ④ 収集保存活動 14.6%
- ⑤ 調査研究活動 10.0%

〔N=446 博物館職員を対象にした調査〕

〔「大学における学芸員養成課程及び資格取得者の意識調査報告書」
丹青研究所 平成21年3月〕

我が国の博物館を巡る背景

■ 美術品国家補償法及び海外美術品公開促進法の制定

→ 今後ますます大型展覧会の開催が促進される中、国際的な視野で学芸員の展示能力の向上が必要。

■ 地方公共団体の財政事情の悪化

→ 学芸員の定数削減や非常勤化、指定管理者制度の導入が進む中、健全な博物館活動が求められる。

新規購入予算削減の中で、収蔵品による魅力ある展示の必要性が増大。⁷⁰

博物館展示の重要性

「博物館は、様々な思想を、実物資料を展示するという方法によって大勢の人に伝えるために、我々の文化が発達させてきた最高の装置である。それこそが博物館の力であり、それこそが、他のいかなる機関よりも博物館がよくてできることである。」

「もし博物館がその強みである実物の展示を放棄して他の諸機関の領域に移るならば、博物館の思想を伝える力は無惨にも低下するだろう。長いラベルをつけた展示が成功しないのは、博物館が書かれた文字による伝達には最適の装置ではないという理由による。博物館は本ではないのである。(Neal 1976)」

「展示とは、・・(中略)・・見せたいものを、

- 第一に、見ることの出来るようにし、
- 第二に、見てよく理解出来るようにし、
- 第三に、なぜこれを見せるかという見せる側の見せたい意図を了知せしめ、
- 第四に、そればかりでなく、それによって、見た人の精神、思想を動かし、知識を昂めるといふことでなければならぬと思います。」

(山名文夫「展示技術の基本的考慮」(1944))

72

陳列から展示へ

- 資料を分類し、呼称を付して**陳列**
- 暮らしや生活、生産等の場面に位置づけた**展示**
(調査研究の成果還元の場合)
- 映像、音声等を活用した**展示をデザイン**
- 体験学習型の**実演・対話**
⇒参加(アクセス)から参画(パーティシペーション)へ



博物館は社会的な環境である

- 来館者は、建築、雰囲気、臭い、音、感触等、博物館の物理的側面に強く影響され、展示の位置と館内の配置によって強く影響される。
- 警備員と案内のボランティアが、来館者に接する唯一の博物館スタッフであることが多く、これらの印象が、来館者にとっての博物館の印象になる場合が多い。

74

▶「博物館教育論」(2単位:新科目)

博物館における教育活動の基盤となる理論や実践に関する知識と方法を習得し、博物館の教育機能に関する基礎的能力を養う内容とする。

(従来の「教育学概論」の内容は、本科目及び拡充した「生涯学習概論」に含まれる。)

75

我が国の博物館教育を巡る背景①

- **学習指導要領における博物館の活用機会の増大**
→ 学習指導要領においては、各教科において博物館、美術館の活動が明記されているが、指導できる人材が不足。
(指導主事からの出向者への依存)
- **「図工」「美術」等の授業時間数の相対的低下**
→ 平成20年の学習指導要領改訂では、授業時間数は現状維持。授業時数全体に占める割合は低下。
社会教育としての博物館教育の必要性が増大。

76

我が国の博物館教育を巡る背景②

- **学校教育偏重の博物館教育**
→ 博学連携は一定程度進んだが、高齢化社会において、高齢者や乳幼児、障害者等に対する博物館教育が不十分。
- **「教育学概論」では不十分**
→ これまで、大学の学芸員養成課程における「教育学概論」は、博物館のための教育論ではなく、まったく実践的ではなかった。

77

学習指導要領における記述

- **図画工作**
(小学校)
各学年の「B鑑賞」の指導に当たっては、児童や学校の実態に応じて、**地域の美術館などを利用したり、連携を図ったりすること。**
- **美術**
(中学校)
各学年の「B鑑賞」の題材については、日本及び諸外国の児童生徒の作品、アジアの文化遺産についても取り上げるとともに、**美術館・博物館等の施設や文化財などを積極的に活用するようにすること。**

78

学習指導要領における記述

■社会

(小学校)

博物館や郷土資料館等の施設の活用を図るとともに、身近な地域及び国土の遺跡や文化財などの観察や調査を取り入れるようにすること。

(中学校)[歴史的分野]

日本人の生活や生活に根ざした文化については、政治の動き、社会の動き、各地域の地理的条件、身近な地域の歴史とも関連付けて指導したり、民俗学や考古学などの成果の活用や博物館、郷土資料館などの施設を見学・調査したりするなどして具体的に学ぶことができるようにすること。

79

学習指導要領における記述

■理科

(小学校)

博物館や科学学習センターなどと連携、協力を図りながら、積極的に活用するよう配慮すること。

(中学校)

博物館や科学学習センターなどと積極的に連携、協力を図るよう配慮すること。

80

学習指導要領における記述

■総合的な学習の時間

(小学校)(中学校)

学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活動などの工夫を行うこと。

81

博物館における学習の重要性

「博物館では、社会的学習、空間学習、概念学習、審美的学習のような、多様で永続的で意味ある学習が起きている。」

「博物館は、社会的、審美的、および精神・運動的学習の促進者としても機能しているので、それらの諸目標もまた知的な目標とともに明瞭に定義される必要がある。そのような目標を明示化することは、究極的に来館者の体験の質を向上させることにつながっていく。」

(Falk & Dierking 1992)

「博物館実習ガイドライン」の作成

- 博物館実習は、「学内実習」及び「館園実習」を実施することとし、「館園実習」は、上記の「博物館に関する科目」及び基礎となる専門の研究分野を学んだ上で、学芸員養成課程の最終段階で実施することを基本とする。
- 国において大学及び博物館双方の指針となる「博物館実習ガイドライン」を作成。
- 博物館実習の実効性をより一層高めるためには、各大学と博物館が連携しインターンシップの充実を図ることも重要。

83

資格認定制度の見直し

①試験認定の見直し

- 試験認定の受験資格・資格発生要件の見直し
(全ての受験者に対する資格発生要件として、試験合格後1年間の実務経験を必須とした)
- 試験科目の見直し(必須科目4科目から8科目へ)

②無試験認定の見直し

- 認定の方法を、学識及び業績の審査に加え、面接を実施
- 名称を「無試験認定」から「審査認定」に修正

84

84

経過措置

平成24年4月1日施行

(教育現場において支障のない実施を期するため、大学等における教育体制の準備や関係者に対する十分な周知期間を設ける。)

85

改正省令の適用

- 平成24年4月1日前に入学した者で、引き続き同一の大学に在学している者
⇒従前どおり12単位を修得すれば学芸員資格を取得。
- 平成24年4月1日前に必要な単位の一部を残したまま卒業した者
- 試験認定で一部科目を修得し、改めて大学や試験認定で残りの単位を修得して資格を取得しようとする場合
⇒ 改正省令による科目19単位を修得することが必要。
ただし、附則の規定に基づき、読み替えることは可能。

86

「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」の改定の検討

- 博物館法の改正による評価の実施や地域住民への情報提供、教育委員会による学芸員等の資質向上のための研修の努力義務等の新設・明確化
- 基準の対象を私立博物館に拡大
- 学習機会の提供や利用者に応じた博物館サービスの向上等に関する規定の追加
- 事故や災害等に関する危機管理の規定の追加 等

【パブコメ(8月22日～9月20日)を終了】

87

大学院における学芸員教育

- 高度専門職学芸員養成のための研究科を開設している大学は、31校。専攻数では、42校。
(文化政策、文化資源学、文化財、社会教育、芸術、アートマネジメント等)
- 専攻科目に「博物館学」に直接関わる科目を設置しているのは、数校のみ。

(2008年3月文部科学省社会教育課調べ)⁸⁸

学芸員制度の見直しに向けた将来的な課題

- 大学院における養成課程の充実、専門職大学院の設置に向けた検討 (高レベルの現職研修の機会の拡充)
- 学芸員養成課程を有する大学における博物館等附属施設の設置促進
- 上級学芸員資格の検討

89

情熱なくして政策なし

No Policy without Passion

90